

府食第602号
令和4年10月28日

農林水産大臣
野村 哲郎 殿

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価について（回答）

令和4年10月19日付け4消安第3459号により食品安全委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

鶏コクシジウム感染症（アセルブリナ、テネラ、ネカトリックス、ブルネット、マキシマ）混合生ワクチン（エバロン）については、その主剤である病原体による疾病として「鶏コクシジウム症」がある。

「鶏コクシジウム症」については、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において、「人獣共通感染症とはみなされていない」と評価しており、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。

また、本製剤の添加剤は、これまでに食品健康影響評価において、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられると評価した添加剤又は1用量中の含有量が所定の量を超えないければ人への健康影響は無視できる程度と評価した添加剤である。このため、本製剤の添加剤の使用方法及び用法・用量を既存の評価結果に照らすと、本製剤の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できると考えられる。

したがって、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響

の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。